

「働き方改革法」成立に伴う労政審、10月ヤマ場へ

労働者派遣法の改正を含む8本の労働法改正を束ねた「働き方改革関連法」が、先の通常国会終盤の6月末に成立しました。これに伴い、厚労相の諮問機関である労働政策審議会（労政審）が始まっており、実効性のある運用方法や指導監督の手法などを省令・指針にどのように落とし込むかを議論しています。残業時間の上限規制など改正労働基準法を中心とする「労働条件分科会」と、パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法の3法改正に伴う「同一労働同一賃金部会」の2つの労政審が重要です。特に、2020年4月施行となる改正派遣法については「これから議論、決定」という内容も多く、注目されています。

労働条件分科会は7月10日に公益、労働者側、使用者側の委員が議論を開始。(1) 残業時間の上限規制 (2) 年次有給休暇の時季指定 (3) 高度プロフェッショナル（高度プロ）制度が主要テーマとなり、労政審の事務局を務める厚生労働省は9月末までに取りまとめたい考えです。

残業時間の上限規制に関して省令で定める「新たな36協定の様式」と「有休付与の算定方法」については、厚労省が8月9日の同分科会で事務局案を示し、公労使委員に概ね了承されました。今後は、高度プロの関係で対象業務、年収要件、健康管理時間の把握といった基準を省令で定める議論に着手して、10月には3テーマの運用に関する省令・指針の詳細について企業に周知を図る方針です。

なお、上限規制についての改正法の施行期日は、大企業19年4月、中小企業20年4月。有休関係は大企業・中小企業にかかわらず19年4月となっています。

同一労働同一賃金の労政審、10月に集中的議論へ

一方、派遣法改正が絡む同一労働同一賃金部会（同一部会）は、8月30日に法律成立後で初めてとなる会合を開きました。9月にも1回開催し、10月に3回開催して詳細を詰めていく模様です。昨年4月から6月にかけて行われた部会の手法と同じく、直接雇用の「パート・有期関係」と間接雇用の「労働者派遣関係」に分けて進行。派遣関係は、派遣先均等・均衡と派遣元均等・均衡の「2方式」という骨子だけしか決まっています。このため、厚労省は7月中旬から具体的な考え方を取りまとめ、「同一部会」再開の準備を進めていました。

派遣法に関する協議事項は、派遣先均等・均衡の「情報提供関係」、派遣元均等・均衡の「労使協定関係」、「派遣労働者への説明義務関係」「その他」に整理する方針で、中でも「労使協定関係」の議論に最も時間を割くと見られます。

議論の展開が注目される「2方式」に関する考え方の要所は、『HIRAYAMA NEWS・7月号』でひと足早くお届けしている通りです。秋口にかけてマスメディアが、各政党による党首選など政治関連取材に注力する中、一般企業や人材サービス事業者は、国会ではない場で進められる「2つの労政審」の動きに注意する必要があります。

同一労働同一賃金関係の施行期日は、パート・有期関係が

大企業20年4月、中小企業21年4月。派遣法関係は一律で20年4月となっています。

続報・政府が外国人就労拡大に向け準備加速

外国人労働者の受け入れ拡大に向け、新たな在留資格の創設を表明している政府は、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置し、首相官邸で会合を開きました。深刻な人手不足を背景に、政府は「即戦力となる外国人の受け入れは急務」と認識しており、来年4月の運用を目指します。今秋の臨時国会に入国管理法改正案を提出する方針で、安倍晋三首相は受け入れ業界・業種などを定める基本方針や環境整備の具体策を盛り込んだ「総合的対応策（仮称）」の策定などを関係閣僚に指示しています。

同会議の議長は、菅義偉官房長官と上川陽子法相。新たな在留資格の創設や受け入れ職種をめぐっては、既に、経済産業省が7～8月にかけて「製造業における外国人材受け入れに向けた説明会」を開くなど、各業界からニーズや要望の聞き取りを始めています。菅官房長官は「ひっ迫している農業など5分野以外にも、中小企業から製造業に関する強い要請がある。これから各省ごとに検討を本格化させたい」と述べました。

受け入れ拡大を前提に政府は、法務省入国管理局を改編して、受け入れを一元的に担う新たな官庁の創設の検討にも入りしました。「局から庁」への格上げで、受け入れ環境の整備を効果的に進めるため、「司令塔機能」を果たす組織が必要と判断した模様です。

6月15日に閣議決定した「骨太の方針」で示した新たな就労資格は、人手不足が深刻な5分野（建設、農業、介護、造船、宿泊）を中心に、最長5年の単純労働を含む職場での就労を認めるもの。新資格取得には専門分野での一定の技能と日本語能力が条件となりますが、各業界を所管する省庁は民間団体と協力して、技能や日本語能力の試験を作成・実施する考えです。このほか政府は、技能実習の職種拡大に加え、優良実習修了者を対象に一部の製造業や非製造業の外食産業、漁業などでも受け入れを広げたい意向。新資格取得に関して、3年の技能実習修了者は試験を免除する考えです。今後、具体的な案を詰めていきますが、議論の動向が注目されます。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(03) 号
平成 28 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

